平成２４年（フ）第５号
宮崎県延岡市方財町140番地１
債務者　吉松　　翠
１　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２２８号
青森県黒石市青山129番地15
債務者　佐藤　和子
１　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第４号
宮城県大崎市松山下伊場野字花ケ崎山48番地３
債務者　相澤　啓子
１　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第８８５号
千葉県柏市柏３丁目10番30―201号
債務者　村岸　時久
１　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８９０号
千葉県松戸市小金原８丁目６番地の14
債務者　根布谷　学
１　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９１８号
千葉県松戸市上本郷364番地の３　アクティ北松戸１―505号
債務者　城井田勝仁
１　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９３５号
千葉県流山市加４丁目９番地の１　イトーピア流山216
債務者　野口　眞弓
１　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９４２号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷１丁目11番28―305号
債務者　高倉　優子
１　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９６７号
千葉県柏市高田1264番地４　レジデンス清和206号
債務者　里見　和則
１　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９６８号
千葉県松戸市金ケ作300番地の31　リッチコーポミネ101号
債務者　盛山　啓子
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９７２号
千葉県松戸市竹ケ花106番地の１　オークヒルズ303号
債務者　佐藤　友美
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９７４号
千葉県鎌ケ谷市富岡１丁目３番19号
債務者　佐藤　隆雄
１　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９７５号
千葉県鎌ケ谷市富岡１丁目３番19号
債務者　佐藤美津枝
１　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９７６号
千葉県鎌ケ谷市富岡１丁目３番19号
債務者　佐藤　健一
１　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１３号
千葉県松戸市牧の原２番地の５　牧の原公団住宅１街区14棟105号
債務者　前田奈美江
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６３号
福井県小浜市千種１丁目３―20　千種ビル303、住民票上の住所福井県敦賀市平和町33番13号
債務者　澤村　栄治
１　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第６５号
福井県敦賀市三島32号10番地　三島町３丁目
債務者　竹内　美鈴
１　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
福井地方裁判所敦賀支部